

情報発信の一環として有効に使っています



倉田地区公民館 館長 竹内英則さん

▼電子掲示板はいつから利用されていますか

私は、平成24年4月から倉田地区公民館長を務めています。はじめに館長研修があり、その中で、データ放送の電子掲示板について説明を受けま

した。ですが、当初は地区の利用も少数だったため、活用をしていませんでした。他地区の公民館長と情報交換する中で、積極的に情報発信している地区の話も聞き、倉田地区でもやってみようと思いましたが、使い方について市に相談すると、市の担当者や業者の方が操作説明に来てくださいました。説明を受けてすぐ、平成24年11月から情報発信を開始しました。

▼どんな内容をどのくらいの頻度で発信していますか

情報は、月に5〜8件ほど登録しています。内容は、地域の行事や健康相談、配食サービスの日程などさまざまです。また、倉田地区全体に関する情報は、どの世帯でも見えるようにしていますが、一つの集落だけに限る情報は、その集落の世帯だけに見えるように登録しています。町内会長からの依頼を受けて

▶電子掲示板を見る習慣ができました

倉田地区上国安町内会 岡村均さん
3年ほど前から電子掲示板を利用しています。町内の放送設備が老朽化したことがきっかけでした。主に、体育大会など町内行事の案内を掲載しています。原稿をFAXすれば情報を入力してもらえるので、あまり手間はありませんが、住民のみなさんは、はじめはやはり戸惑っていましたが、集会などに合わせて市からの説明があったりしたため、今では情報をチェックしてくれています。

登録することもあります。公民館だよりを全戸配布していますが、一家に一枚では家族の中に情報を見落とすしてしまう方もあります。電子掲示板は、テレビで簡単に情報をチェックすることができ、公民館だよりに書ききれなかった内容を掲載することもできます。倉田地区では、およそ9割の世帯がケーブルテレビに加入していることもあり、公民館では電子掲示板を情報発信の一環として行っています。

▼電子掲示板の利用にかかる手間などはいかがですか

公民館のパソコンで情報を入力するのですが、やる前は難しそうなイメージがありました。

電子掲示板は、使ってみればとてもいいものなので、どの地域も活発に利用している側とは思っています。発信する側としては、掲示板に写真などが掲載できるとより興味を持ってもらえると思います。



パソコンで簡単に情報登録

▶町内会で利用するには、まず利用申し込み手続きを

1. 利用申し込み

方法① 鳥取市電子申請システムによる申し込み

鳥取市電子掲示板申込

検索

方法② 申請書による申し込み

申請書は、鳥取市ホームページまたは情報政策室から入手してください。

2. 情報政策室による審査・設定

情報政策室が審査のうえ、利用ID/アドレス、利用開始時期などを通知します。

3. 住民周知

町内会は閲覧方法、利用開始時期、テレビの設定方法などについて住民のみなさんに周知をします。

※情報政策室では、データ放送利用に関する住民周知のお手伝いをしています。町内会の会合などの際に、住民のみなさんを対象にテレビの設定方法やデータ放送の閲覧方法などについて説明します。詳しくはお問い合わせください。

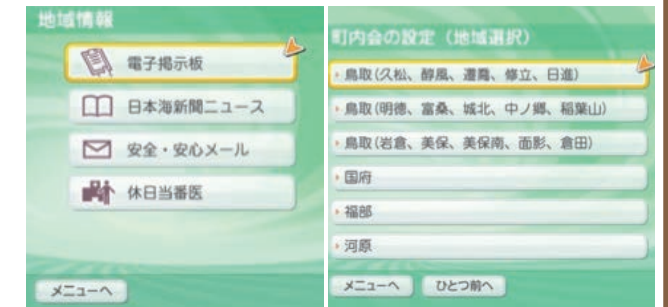
☎ 駅南庁舎情報政策室 ☎ 0857-20-3871

4. テレビ設定

町内会住民のみなさんは、自宅のテレビで所属町内会の設定を行います。

▶所属町内会の設定方法

- ①チャンネル11または12を視聴すると、画面の枠外にデータ放送画面が表示されます。
- ②〔地域情報〕ボタンを押します。
- ③〔電子掲示板〕ボタンを押します。
- ④〔町内会設定〕ボタンを押します。
- ⑤お住まいの地域を選択します。
- ⑥お住まいの地区を選択します。
- ⑦最後に町内会を選択すると完了です。選択した地区、町内会の情報が一覧で表示されます。



町内会設定画面イメージ

▶意外と簡単！電子掲示板へのデータ入力

各町内会からのデータ入力の方法には、「電子メール入力」と「代行入力」があります。どちらかの方法で入力した内容は電子掲示板に掲載され、テレビ設定をされた町内会のみなさんは自宅テレビで内容を確認することができます。

1. 電子メール入力

町内会長などの自宅のパソコンや携帯電話など、利用申し込みの際に申請いただいたメールアドレスから、町内会の行事予定やお知らせなど、入力したい情報を指定の宛先に送付します。送付した内容は電子掲示板に掲載されます。

2. 代行入力

ファックスまたは電話で、町内会の行事予定やお知らせなど、入力したい情報を指定の場所に連絡します。その情報は代行入力会社がデータ入力し、電子掲示板に掲載されます。

※次のような内容は掲載できません

- (1) 宗教活動に関わる内容のもの
- (2) 政治活動に関わる内容のもの
- (3) 営利活動に関わる内容のもの
- (4) 誹謗中傷・公序良俗に反する内容のもの
- (5) その他ケーブルテレビ局が定める番組基準並びに日本ケーブルテレビ連盟放送基準に違反するもの

